

## 第12分科会

# 多様性配慮と障害学生支援

### 報告者

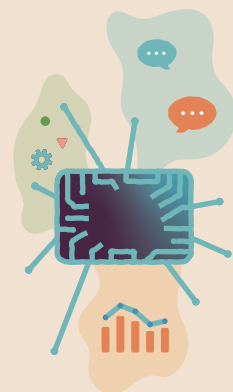
林 雅清氏 京都文教大学 こども教育学部 教授

楠 敬太氏 佛教大学 学生支援センター 講師

### コーディネーター

浅田 瞳氏 京都文教大学 臨床心理学部 准教授

奥畑 志帆氏 佛教大学 教育学部 准教授



## 多様性配慮と障害学生支援

コーディネーター

京都文教大学 臨床心理学部 准教授

浅田 瞳

佛教大学 教育学部 准教授

奥畑 志帆

---

---

### ○本分科会のねらい

ユニバーサル段階を迎えた現在の大学には、多様な背景をもつ学生が入学している。こうした多様性に配慮しつつ、プライバシーを尊重しながら学生支援をどのように行っていくのかは、各大学に共通する重要な課題となっている。大学として明確な支援体制を整備しているところもあれば、大学の規模や実情に応じて教員・職員が柔軟に判断しながら対応しているケースも多くみられる。

昨年度の分科会では「発達障害」をテーマに、合理的配慮の実践をめぐる多様な経験や課題が共有され、各大学の取り組みを振り返る機会となった。本年度は視覚障害・聴覚障害に焦点を当て、ここ 15 年ほどの技術進歩に加え、とりわけコロナ禍を契機として ICT 活用が急速に広がったことによって、大学の支援体制や支援方法、そして学生のニーズがどのように変化してきたのかを具体的な事例から検討することを目的とした。

また後半では、参加者同士が所属機関を越えて自由に語り合う情報共有セッションを設け、各大学における配慮依頼のフローや支援システム、実践上の工夫や課題を共有することで、大学における障害学生支援の実践知を広く共有する場とすることをねらいとした。

### ○報告の概要

まず、本分科会コーディネーターである京都文教大学 浅田瞳氏より、本分科会の趣旨説明が行われた。本分科会では、「大学における視覚・聴覚障害支援のアップデート—支援技術の進歩と学生ニーズの変化を読み解く—」をテーマとし、大学における障害学生支援の現状と課題について整理するとともに、大学における支援体制や支援技術の動向について共有することが目的であることが示された。

講演 1 では、京都文教大学 林雅清氏より「視覚障害：大学における支援のアップデート」と題して報告がなされた。報告では、大学における視覚障害学生支援の実践が紹介されるとともに、支援技術の具体的な活用方法について説明がなされ、実際に体験する機会も設けられた。こうした体験を通して、教員が授業運営においてどのような配慮を行うべきかを具体的に理解できることが示され、教材や資料の早期共有など、教員側の事前対応が支援の円滑化につながる事が紹介された。さらに、視覚障害学生の在籍状況や支援の内容は大学や学生の状況によって異なり、同一の方法が常に適用できるわけではないこと、また支援技術や機器も時代とともに変化していくことから、その時々状況に応じて柔軟に支援を更新していく必要があることが指摘された。特に大学では、専門分野の授業において独自の支援上の工夫が求められる場合もあり、科目の特性や学習内容に応じた対応の必要性が示された。

講演 1 に対する質疑では、支援技術の具体的な運用方法や、教員が授業でどのような配慮を行うことが望ましいかについて質問が出され、教材や資料の事前共有など、授業運営における実践的な工夫の重要性が共有された。

講演 2 では、佛教大学 楠敬太氏より「聴覚障害：大学における支援のアップデート」について報告がなされた。報告では、大学における聴覚障害学生支援の実践や情報保障の取り組みが紹介され、音声認識などの支援技術の活用可能性についても言及された。近年、支援技術は大きく進歩し、様々な技術を組み合わせながら情報保障を行う試みが進められている。一方で、情報が正確に保障されなければ大学の専門的な講義内容の理解が困難になる場合もあり、支援は技術だけで完結するものではないことが指摘された。

講演 2 に対する質疑では、将来的に AI などによって支援が自動化される可能性について質問が出された。これに対し、技術の進展への期待は示されたものの、「生きた授業」における言葉のニュアンスや文脈をどのように伝えるかという課題が指摘された。現時点では技術的支援だけで十分とは言えず、人的支援や支援者のトレーニングの重要性が共有された。また、聴覚障害学生がどのような情報を求めているのかという理解を教員や関係者が持つこと自体が、支援を進める第一歩になるとの意見も示された。こうした議論を通して、技術的支援と人的支援を適切に組み合わせることの重要性が確認された。

## ○報告に対する質疑ならびに全体討議の内容

本分科会の後半では、情報共有セッション「配慮依頼のフロー・システムの実態と課題について」が実施された。参加者は5名程度のグループに分かれ、付箋と模造紙を用いながら、「大学職員」「教員」「支援担当」などそれぞれの立場から、大学における障害学生支援の仕組みや配慮依頼のフロー、日々の実践の中で感じている課題や工夫について自由に意見交換を行った。

討議では、大学という組織を支えるそれぞれの立場から見える課題や思いが共有され、所属機関を越えて率直に語り合う場となった。こうした対話を通して、制度や支援技術だけでなく、教員・職員・支援担当者が互いの立場を理解しながら連携していくことの重要性が改めて確認された。

最後に、本分科会のまとめとして、大学には多様な学生が学んでいることを前提に、それぞれの立場から支援を考え続けることが重要であることが共有された。大学を支える様々な立場の教職員が協力しながら、どのような学生であっても自分らしく学ぶことのできる場をつくっていくことの大切さが改めて確認された。

スライド 1

2025年度 第31回FD・SDフォーラム  
第12分科会「多様性配慮と障害学生支援」

**京都文教大学**  
**視覚障がいの学生への**  
**支援について**

報告者: 学生部長(障害学生支援委員長)  
こども教育学部 教授 林 雅清

スライド 2

**本日の主な内容**

  
**本学の紹介**

施設設備、特色ある支援体制、アクセシビリティ支援室の役割について紹介します。

  
**視覚障がいへの理解**

障がいの分類、最新の受け入れ状況、学習を支える補助具や支援機器を解説します。

  
**本学での配慮と実践**

実際の支援事例、関わって分かったこと、学生生活における負担と具体的対応を共有します。

スライド 3

**本学の紹介**

大学名: 京都文教大学


- 学生数 約1,800名 (2025年度)
- 3学部 (総合社会、臨床心理、こども教育)
- 大学院: 1 研究科 (臨床心理学研究科)

大学・短大共に同じ敷地内に開設されている。

短期大学名: 京都文教短期大学

- 学生数約280名程度 (2025年度)
- 2学科 (ライフデザイン総合、幼児教育)

今日のメイン

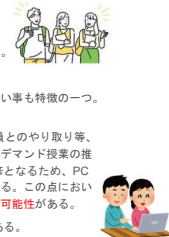


スライド 4

**京都文教大学の特色について**

<特色>

- 「**ともいき**」の精神を重んじる仏教系大学。建学の理念は「四弘誓願」。
- 学生の特色は学部ごとにあり、学生層にはバラつきが見られる。
- 担任制 (アドバイザー制)** を取り入れており、学生と教員の距離が近い事も特徴の一つ。(オフィスアワー、AA: アカデミックアドバイザーを設定)
- UNIVERSAL PASSPORT (ユニバ)** を導入しており、課題提出や教員とのやり取り等、大学生活に必要な情報や手続きをオンラインで一元管理。また、オンデマンド授業の推進の影響や、心理学やPSWの授業では量的なデータを扱う授業が必修となるため、PC操作やエクセルの操作 (図やグラフ、表の作成) がある程度求められる。この点においては、**視覚障がいの学生の学習状態によっては難易度が大きく変わる可能性がある**。
- 心理士・PSW・教員・保育士などの免許・資格取得を目指す学部がある。




スライド 5

**本学の施設設備**

<施設設備>

- 大学設置基準の約4倍の広さを持つキャンパスを有する。
- プロジェクター、PCなどを備えた教室が多い。
- 体育館や弓道場、テニスコートなどの運動施設等を併設。
- 学内は (一部) バリアフリー化されており、点字ブロック、スロープ、エレベーター、多目的トイレなどを設置。**
- 食堂や学生課窓口にインターホン等を設置し、周囲に気づいてもらえる環境を整えている。




スライド 6

**本学の障がい学生支援の目的**

「障がいのある学生が自立した学生生活を過ごせるよう自己決定を支援し、**平等かつ公平な修学環境の充実をすすめること**」

- ※「自立」とは、主体的にキャンパスライフを送れること。
- ※障がい学生を「支援が必要な学生」とだけ見ることのないように。
- ※「支援」とは、他の学生が「普通」に得ている情報を同じように受け取れるよう提供すること。



スライド7


### 障害学生支援委員会 と アクセシビリティ支援室

- 支援の申し出に関する事項
- 具体的な個別の支援計画に関する事項
- 支援に係る関係部局の調整に関する事項
- 支援体制に関する事項
- その他障がいのある学生の修学並びに学生生活支援に関する事項

- 障がいのある学生の相談窓口になる。
- 申し出に対する合理的配慮の計画を立案し、関係部局との連絡調整・連携を行う。
- 配慮を行う主体からの相談に応じたアドバイスを行う。
- 障がいのある学生および配慮を行う主体に対して支援リソース（機器等）の提供を行う。

1 学生部長  
2 教務部長  
3 学生相談室長  
4 健康支援センター長  
5 学生課から選出された者2名  
6 学生部長  
7 教務部長  
8 その他必要に応じて学長が委嘱する者

学生課に設置  
1 部長  
2 課長  
3 コーディネーター  
4 CSW（キャンパスソーシャルワーカー）  
5 就労移行アドバイザー  
6 事務員



スライド8

### 本学での支援体制

- 各支援部署（アクセシビリティ支援室・健康管理センター・学生相談室 他、教務課・学生課・CSW：キャンパスソーシャルワーカー・就労移行アドバイザー等）
- 担任（アドバイザー）
- 学生サポーター（現時点で12名の登録）
- 施設課で環境整備
- 外部への相談や依頼




スライド9


### 視覚障がいについて①

視覚障がいとは、視力や視野、色覚などに永続的な障がいがあり、眼鏡などで矯正しても十分な視機能が得られず、見るのが困難または不可能な状態をさす。

大きな分類として、

- ・「**盲**」（**全盲や明暗の識別のみ可能**）
- ・「**弱視/ロービジョン**」（**矯正しても視力が低い、視野が狭いなど**）がある。


しかし、見え方などには様々な程度があり、**本人の情報の取入れや、授業の受けやすさには大きな個人差がある。**



スライド10

遠くが見えない、部分的に見えない、色・コントラストが分かりにくい、暗いところだと見えにくい、等の**症状は人によって違う**。

障がいの程度は、厚生労働省が定める**障害基準値や基準**に基づき、視力や視野によって細かく分類される。見え方が大きく異なり、個々のニーズに合わせた支援（点字ブロックの視認性、白杖の活用など）が求められる。



- 授業を受ける事以外にも学生生活を送る上でサポートが必要な場合もあるため、**学生への具体的な聞き取りは必要不可欠**といえる。


スライド11

### 視覚障がいについて②

視覚障がい者は日本の法律において**身体障害者に分類**され、身体障害者福祉法により等級が定められている。裸眼の視力が弱くても、眼鏡やコンタクトレンズを利用することで視力を矯正し、普通の生活を送ることが出来る人は視覚障がい者ではないとされている。

その他に、**視力以外の色覚障がいや光覚障がいを持つ人も視覚障がい者**として扱われるが、このような視覚障がいは法律で身体障がい者と定義されていないため、身体障害者手帳の交付の対象になることはない。**色覚異常、片目の失明の学生については「その他の障害」に含まれる。**

引用「視覚障害ってどのような障害？視覚障害のある人の仕事を徹底解説」atGPしごと LABO <https://www.atgp.jp/knowhow/visualdisability2020/>





スライド12

### 視覚障がい学生（大学生）の現状について

「**点字毎日 資料 視覚障害大学生の現状**」からの引用によると...

大学：738人（盲129人、弱視609人）  
短大：26人（盲2人、弱視24人）  
高専：46人（弱視のみ）  
そのうち、何らかの支援を受けている学生は...  
**盲では9割以上の122人、弱視では7割強の446人**

引用「点字毎日 資料 視覚障害大学生の現状」盲：131人、弱視：679人 昨年5月時点で総数810人 <https://maimichi.jp/articles/2024/05/12/dow/050/04/01/18000/>

スライド 13

### 大学における視覚障がい者の受け入れ数に関して

- ・ 障害種別：視覚障害
- ・ 大学（校）135 / 率35%
- ・ 人数374 / 増減↑
- ・ 平均（人）2.8

135校へのアンケートでは視覚障がいの学生さんの受験数や在籍数は増加傾向となっている。現状1つの大学に2.8人視覚障がいの学生が在籍しているというデータが出ている。

視覚障がい者の受験や入学者も増加傾向にあるため、早急に支援体制を整えることが重要。

引用（「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査2024」結果（受験編概要）について [https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000011\\_000112752.html](https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000011_000112752.html)）

スライド 14

### 視覚障がい学生（大学生）の現状について

「令和6年度（2024年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/2024.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/2024.html) によると...

障害学生数（障害種別・学校種別）：人数

大学：全体50,135人 内1,111人（盲145人：13.1%、弱視538人：48.4%、その他の視覚障害428人：38.5%）  
 短大：全体2,169人 内40人（盲3人、弱視17人、その他の視覚障害20人）  
 高专：全体3,206人 内276人（盲1人、弱視43人、その他の視覚障害232人）

授業支援と授業以外の支援の実施状況：学校数

大学：授業支援（障害種別・学校種別）251校  
 授業外支援（障害種別・学校種別）160校

スライド 15

### 視覚障がいのサポート器具（補助具・支援機器）

**移動・歩行支援**

白杖（はくじょう）/点字案内/視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）

**情報入手・読み書き支援**

点字器・点字タイプライター/点字ディスプレイ（ピンディスプレイ・ブレイルセンス）/音声パソコン・スクリーンリーダー  
 拡大鏡・拡大読書器/タイポスコープ（リーディングトラッカー）/遮光眼鏡  
 DAISY（ディジー）図書プレーヤー/サビエ図書館（本人の登録で利用）

スライド 16

### 本学では...

読み上げ機能ソフトの入ったPC / 点字印刷機 / 点字変換ソフト / 点字テブラ / レースライター（書いた文字や絵の跡が分かる紙） / エーデル（グラフや図などのデータを作成出来る） / ピンディスプレイ / ブレイルセンス（テキストデータの読み上げが可能な機器）

上記を設備しており、PCなどの機器の貸し出し等も行う（上記は概ね全員の学生への対応に使用することが多い）。

少量であれば支援室で授業の点訳・触図化などをしてデータを渡す場合もある。

試験の際は、特殊記号等が無い場合は、大学で点字・墨字化の作業をしてきた。

また、試験時には大学の保有するPCや点字ディスプレイ、拡大読書器の使用を認める場合がある。

スライド 17

### 京都文教大学での視覚障がい学生への配慮に関して

#### 本学の視覚障がい学生の受け入れ

京都文教大学では、希望があれば受験と入学を受け入れてきた。

- ・ 大学創立より1996～2025年の歴史の中で、**10名**の視覚に関する症状を有する学生の受け入れがあった。
- ・ **内訳は、全盲4名、弱視3名、その他3名**（弱視等の分類はないが視野が狭い等の理由で配慮を受けた者等）。
- ・ 合理的配慮以前には**根拠書類（診断書等）がない場合もあった**ようだが、聞き取りを経て大学として出来る限りの配慮をしたケースもある。

スライド 18

### 「合理的配慮」の施行以前

- ・ 1998年から2015年の期間、本学では**6名（全盲1名、弱視2名、その他3名）**の視覚に関する症状を有する学生を受け入れ、合理的配慮ではない形での支援を実施してきた。
- ・ 本学では、合理的配慮が導入される以前から、**独自の配慮の形態**を取ってきた。
  - 授業の配慮・試験・学生生活における配慮について、いくつか項目が設けられており（「障害・傷病等に対する配慮について」）、配慮が必要な項目へチェックを入れるという形態（セミナー的なあり方）を取っていた。事前の聞き取り等も綿密に行っており、配慮書類外での対応は随時行っていた。
- ・ 「在学通知」「教員への依頼文」「障害・傷病等に対する配慮について」等、書類にはいくつかの変遷が見られるが、概ね授業においてどのような配慮が必要かを学生と共に考え、各教員へ依頼文を送ったり、大学として必要な対応を学生と話し合い進めていったりと「**話し合いベース**」の比較的柔軟な対応があった。
- ・ 依頼の方向性として「大学でやること/教員がやること/非常勤講師への依頼」というベクトルが存在しており、それぞれに依頼書等の形で連携を行っていた。

## スライド 19

### 「合理的配慮」の施行後

- 2016年から～2025年（2016年から合理的配慮の実施、2024年の4月から私立大学も合理的配慮の義務化）の間には、4名（**全盲3名、弱視1名**）の視覚に関する症状を有する学生を受け入れてきた。
- 申請書は、従来の依頼書という手法を若干引き継ぎながらも、「合理的配慮」に沿った構造（教員の負担・授業の本質・建設的話し合い）となり、学生からの「申し出」によって、書類に記載される配慮が決まるようになる。また、今まで複数存在した依頼書や告知書などが1つにまとめられた。
- 話し合いベースというは変わらず**だが、「合理的配慮」に関して学生にも十分な説明を行った上で合意を得て配慮を進めて行くことがより重要視されるようになった。
- 根拠書類の提出を求め**るようになった。

## スライド 20

### 合理的配慮の施行前/施行後の変化・違い

- 施行以前と施行後では以下の違いが認められました。

① **根拠書類を必要とするようになる。**

② 配慮内容を学校が示す事項から選ぶというあり方でなく、本人の困り感を具体的に表現し、個々にあった配慮申請を作成するようになる。（セミオーダーがフルオーダーとなるイメージ）

- ただ、その一方で「**話し合いベース**」での支援の在り方は大きく変わら**ず**にあると言える。

## スライド 21

### 視覚障がい学生と関わって分かったこと①

- 個人差がある**ため（点字の方が得意、音声読み上げの方が得意等）**本人の体験を詳しく聞き取る必要**がある。視覚障がい者でない周囲の想像では補えない困難さがあり、それを聞き取り、本人の望み形で支援できることが望ましい。  
→「**全盲**」「**弱視**」の学生によって、**対応が大きく変わる**。

視覚障がいの学生の困り感はいずれでもあるものにも関わらず、周囲から理解しづらいため授業内の支援は、教員の「視覚障がいの学生」のイメージに支援が引継がれてしまいがち。授業が始まる前に教員と学生とで授業に関する支援のイメージをすり合わせてもらうことが理想。

（大まかには）

- 全盲の学生は、日常的にも学習の機会を保障するための補助や補助員が欠かせない。授業のデータの確認にも時間がかかるため、事前にデータを学生本人が確認できるように準備する必要がある。
- 弱視の学生は、日常的には携帯電話の使用や私物の遮光眼鏡を利用することが多い。授業のデータは希望に合わせて事前にPDFデータを渡したり、文字を拡大した資料の準備などが必要。場合によっては、教室表示を作成することもある。

## スライド 22

### 視覚障がい学生と関わって分かったこと②

- 高校以前のように学んできたかという、過去の情報が役に立つ。「**どんなことが、どこまで出来るのか**」は支援する側として把握しておきたい。しかし、学生本人に聞いても分からないという事も多い。そのため、**入学期に高校や施設等との連携**を図り、事前に情報を得たり、質問したりできる関係性を築いておくことが理想的。

→例えば、

- エクセルがどれほど使えるか、どんな授業補助が必要か、過去どんな課題があったか等を聞き取り、**授業内での配慮の参考**にすることができる。
- 試験形式を共有できていると、試験に関する相談を具体的に進めやすくなる（選択式がいいのか、穴埋め形式は可能なのか、試験時に使用していた機器は何かあるか等）。
- 出身校と連携し支援のノウハウを覚えてもらえる貴重な機会もある。横の連携が広がると、学生に対する支援も増える。

## スライド 23

### 視覚障がい学生と関わって分かったこと③

- 補助機器等の**不具合が、視覚障がいのない教員からは見つけにくい**という問題があり、想定していなかった問題が発生することも少なくない。  
機器一つをとっても「実際に問題なく使えるか」などは分かりづらいため、機器自体になれるための練習を行ってもらふ事も必要。

→ブレイルセンス等、音声読み上げもあるが、点字として正しく表示がされているかは、聴眼者がバツと分かるものではないため、その場での訂正などが難しい場合がある。

また、機器の不具合だけでなく、授業形態における「ハードルが分かりにくく、テキストデータの作成・データの提出に関しても、本人・教員共に「どうしたらよいか」とつまずくことが多い。本学では、学生に事前練習をしたり、資料が読めるか等の確認を行うこともある。

## スライド 24

### 視覚障がい学生と関わって分かったこと④

- 定期的に**機器の動作確認が必要**です。加えて、修理や代替物をすぐに見つけることは困難であり、職員側にもある程度の操作の知識が無ければ使用が難しい。

→PC、点字・触図印刷機器、ブレイルセンス等、長期間使用していない機器は不調になることが非常に多い印象。定期的なアップデートや、修理・設定確認等の必要がある。また、急な機器の故障もありえるが、すぐの修理や買い替え、代替物を見つけることは困難。そのため、問い合わせ先の把握だけではなく、事前に「もしもの時」を学生と想定し、複数の方法を用意しておくという準備も必要。

機器の購入はコストがかなり大きく、買い替え等は計画的に行う必要がある。

## スライド 25

### 視覚障害の学生と関わって分かったこと（まとめ）

- ①困っている事が人によって大きく違うために、支援も個々に大きく変わる。
- ②周囲の人には思いもよらない問題が発生したり、その問題を周囲が認知できない事で見落とされることがある事を想定し、**学生・教員・支援側で共有しておくことが重要。**
- ③**事前の練習・確認が大事。**

→どの段階でも、学生とコーディネーター・教員との事前の綿密なやり取りが必須。  
「いま、どんな事に困っていて、いつまでに、どのような対応を望むか」を早い段階で見つけ、対応していくことが求められる。  
また、事前に「**どんなことに困りそうか、どんな方法ならいいか、もしものことがあったらどうするか**」も相談することも重要。

## スライド 26

### 関わって分かったこと(支援の鍵)

- 📌 過去の情報の重要性: 高校以前に「どこまで自力で出来たか(Excel操作等)」の把握が不可欠。
- ✖ 機器トラブルの認知: 支援機器の不具合は、視力のある教員からは気づきにくい。定期点検が必須。
- 🕒 時間の見積もり: 授業準備や課題作成に、聴覚者の数倍の時間がかかることを共有する。
- 👥 事前のすり合わせ: 教員のイメージに引っ張られず、実際の「困り感」を確認する。



## スライド 27

### 教員に伝えていること

視覚障がい学生のそれぞれの状況を伝えるのはもちろんだが、特に「**準備や作業に時間がかかる**」ことを事前に伝えている。

- ・ 本学では、**授業の担当教員に、教科書や授業資料等のテキストデータ化を依頼。**  
授業資料のデータを1週間前までに提出いただくように通知。  
→視覚障がいの学生の合理的配慮と共に、テキストデータ化のマニュアルを教員へ送付。
- ・ 外国語や特殊記号を使用する授業の場合、外部へ点字化等を委託するため、数か月前からの準備が必要。言語によっては**点訳先が見つからない場合もある。**
- ・ 試験がある場合、内容等の事前相談が必要。
- ・ 適切な支援のために、教員自身にもメールで学生とやり取りをしてもらう（課題の提示方法・提出方法を事前に決めたり、外部講師を呼ぶ際の告知等をしてもらっている）。

## スライド 28

### ※テキストデータ化について

#### ＜テキストデータとは＞

装飾やレイアウトのない文字のみのデータのこと。テキストデータを作成することで、視覚障害者用機器（音声読み上げソフト、ブレイルセンス等）で内容を読むことができる。また、点字プリンターから点字出力をすることも可能になる。

授業で使用する教材の「点字化・テキスト化のルール」について、それぞれマニュアルを作成している。

- ・ **【点字化・テキスト化ルール（抜粋）】**
- ・ **【PowerPointのファイルからテキストを取り出す方法】**

## スライド 29

#### ＜テキストデータの作成時の注意事項＞

#### ★音声読み上げでの読み取りができる**事/点字に出来る事が最低限のルール★**

- ・ 文字の強調は必要ありません。
- ・ 文字の色付けは必要ありません。
- ・ 必要以上の改行は必要ありません。
- ・ インデントは読み上げられないことがあるので設定しないようにしてください。「・」のように文字として使用する分には今のところ問題はないようです。
- ・ 特殊記号も理由がない限りは使用しないようにしてください。「!」や「?」は使用しても問題ありません。

#### テキストデータを作成する方法

- ①Windowsのメモ帳ソフト  
Windowsのメモ帳ソフトを使用し、直接入力してテキストデータを作成する
- ②Word、Excel、PowerPoint、PDFからメモ帳ソフトへ変換
- ③書籍や紙データからOCRツールを使用してメモ帳ソフトへ変換

→教員からデータもらった後、教務課やコーディネーターが文章を確認して、不備がないようにしてから学生に送付。

## スライド 30

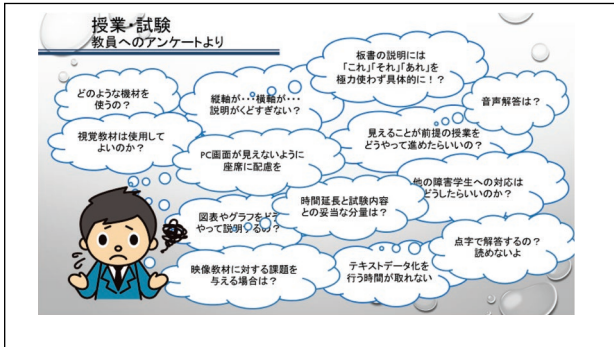
#### ＜図表、写真のデータ化＞

- ・ **図表や写真のデータ化は過剰にはしません**
- ・ 「○○の専攻」「○○についての表」などと明記するにとどめます。
- ・ 特別に説明が必要であれば、教員が図表についての説明を追記で加えます（**授業・試験に大きく関連する場合はテキストデータ化出来る限りお願いしています**）。
- また、授業前後での補足説明を行います。
- ・ アクセシビリティ支援室での追記はほほしません（ただ、教員からの依頼などがあれば、アクセシビリティ支援室や学生サポーターがテキストデータ化を担う事もあります）。

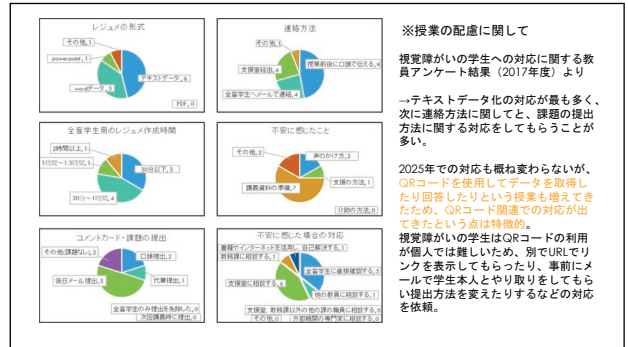
(参考: 視覚障害者の大学生活ハンドブックより)

- ・ 図表を採る形、言語や文章で提供する
- ・ 順序だった具体的な説明を心がける
- ・ 複数の図表を使用する場合は、番号をつけ、どの図表を見ているのかをわかるようにする
- ・ 説明順序は  
「何を表した図なのか(全体)→図の細部」  
「何の表か(全体)→縦軸は?→横軸は?→表の詳細」  
・ 図表への理解に時間がかかるため、事前に資料を提供する

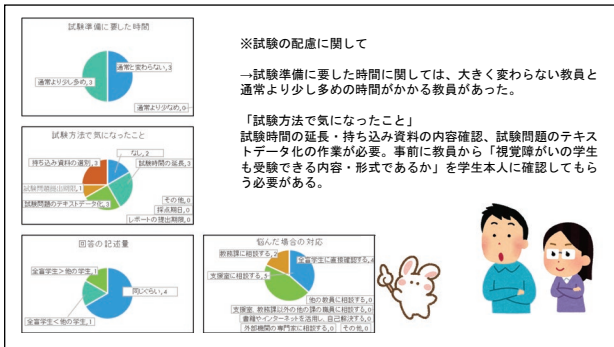
スライド 31



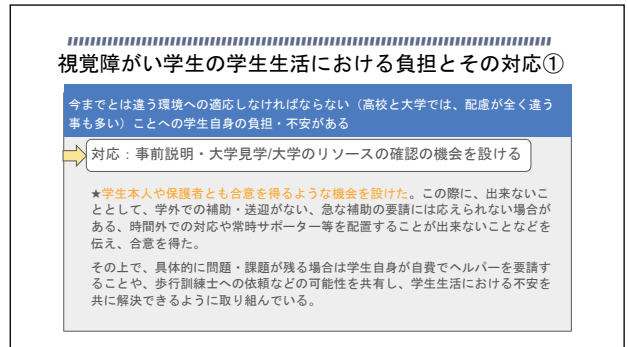
スライド 32



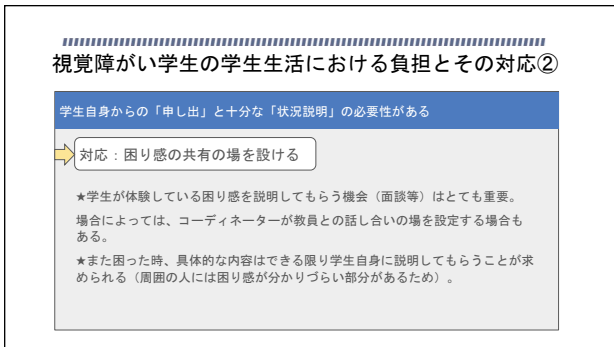
スライド 33



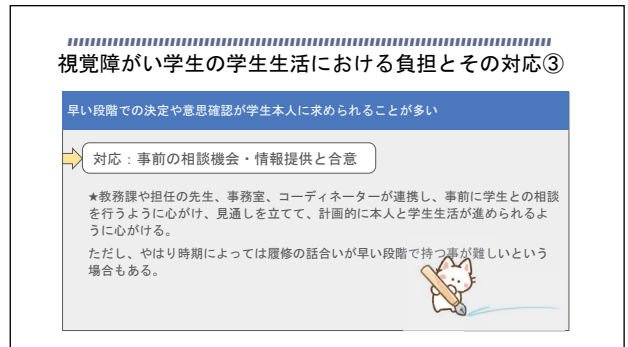
スライド 34



スライド 35



スライド 36



スライド 37

### 視覚障がい学生の学生生活における負担とその対応④

学生にとって新しい環境への適応のための負担が高く、環境の変化等から体調を崩すこともあり、心身への対応も必要な場合がある

➡ 対応：定期面談の設定

★定期的な面談等で、心身の状況に関しても把握し、メンタルヘルスに関する言及があれば、学生相談室でのカウンセリングや、病院への通院等を進める場合もある。

また定期的な面談によって「困った時の窓口」として学生に認知されることで、本人の希望があった際に密な支援が提供できる場所となり、本人の気持ちに沿った配慮にも繋がる。


スライド 38

### 視覚障がい学生の学生生活における負担とその対応⑤

学生が大学生活において周囲の人との自然な関りの場をどう確保するべきが悩む

➡ 対応：周囲を大人で固めない、周囲と繋がるきっかけを奪わない配慮

★学生の性格の影響も非常に大きいですが、周囲にいつも教職員や学生サポーターがいる環境では、友人を作りにくくなることもあり、頼れる人が限定的になる。積極的に他の学生や各部署の職員等を紹介して、頼れる場所や人とのコミュニティを広げることも重要だと思われる。



スライド 39

### 視覚障がい学生の学生生活における負担とその対応⑥

必要でないサポート/サポートの不足や、希望の対応がすぐにはできないことがある

➡ 対応：起こりうる課題の見通しを周囲と共有し、対応について相談する

★期日が差し迫った中で対応希望の申し出があった場合や、学生サポーターの急な休みがあった場合、学生の希望に沿った支援が必ず用意できるわけではない。学生には事前にそのような場合があることを説明し、「もしもの時の流れ」を確認し、周囲に助けを求める方法を事前に用意しておくことが大事。助けを求めにくい学生さんの場合「SOSカード」等を作成し、学生に所持してもらい自分から周囲にSOSを発信できるような工夫をした。場合によっては、学生本人がヘルパーを依頼する等の選択もあり、やり取りや金銭の負担も発生することから、学生自身の家族や自身が受けている外部支援とのやり取りも必要。

スライド 40

### 教員・大学側の負担と対応①

全盲の学生の支援ではコーディネーターはほとんど毎日顔を合わせる（データの受け渡し・教材の貸し出し・体調/困りごとの確認等）

➡ 対応：毎日・定期的な状況確認

★コーディネーターは常に学生の状況確認を行う（授業データが届いているか・授業を受けられる状態かの確認等）。また、面談を通しての進捗・問題の確認と対応も随時行う。

ただ、急な問題への対応は基本的に難しく、問題が起こった際の対応がうまくいかないということも少なくない。また、大学としてできることにも限りがあるため、日頃より様々な可能性を想定することや、事前の準備や説明が必要（窓口の開室時間外の対応は難しいため、事前にリソースの提供を行う等）。

スライド 41

### 教員・大学側の負担と対応②

教材の貸し出し・管理

➡ 対応：機器の貸し出しに関する準備と整備

★毎日のPCの貸し出しや充電、歩行機器等の故障があった際の白杖の貸し出し等が過去にあった。機器に不具合があった場合は外部への相談や交渉を行うこともある。特殊な機器は高額で、代替品などはすぐには見つかりにくく、修理を依頼できる場所も限られるため、故障や買い替えがあった際には大きな課題となる。

スライド 42

### 教員・大学側の負担と対応③

テキストデータ化にかかる時間的労力が多い

➡ 対応：学生の履修を早い段階で確認し、教員や外部への確認・交渉を行う

★支援室でのテキストデータ化だけではなく、データが膨大であったり、外国語など支援室では対応できない文章のテキストデータ化・点字化の外部依頼の必要性などがある。試験等場合によっては1か月以上前から点訳・テキストデータ化の依頼を外部に依頼する必要があるため、早い段階での履修の可能性を確認し、教員等へ通知し準備をしてもらう必要がある。外国語などの点訳は難しく依頼を受けてくれる業者が少ないため、留意が必要。依頼期間やデータ量、特殊文字の有無等によって見積りも大きく変動する。シラバスや教科書が確定しなければ外注のためのデータが送れないため、数か月前などできるだけ早い段階での対応が必要。

## スライド 43

### 学生サポーターの協力および養成

- 学生サポーターの活動（歩行の補助や誘導、授業内での視覚情報の補完、PC操作の補助等）
  - 学生サポーターは登録時に「学生サポーターになるためのレクチャー」を受けた上でサポート活動に臨む。配慮学生の困り感人はそれぞれに違うことを理解し、ただ支援するのではなく、配慮学生と関わり「どのような支援が欲しいか」をすり合わせることを大事にしている。
- 学生サポーターへのレクチャーや研修会
  - 毎年何らかのレクチャーや研修会を学生サポーター向けに行っている。視覚障がいに限った内容ではなく発達障がいの学生の支援等広く取り扱うように心がけている。視覚障がいに限って言えば、手引きや視覚情報の補助等のレクチャーを行っている。しかし、実際の支援の際は戸惑うことも多いようである。
  - 「どうすればいいか」という疑問等に答えるスーパーバイズを導入しており、疑問に答えられるような体制を目指している。
- 学生サポーターには業務報告書を書いてもらい、支援内容の記録やフィードバックを通しての意見や、後継の育成にも協力してもらっている。

## スライド 44

### 入学前に確認したいこと

- ①入学試験での配慮も参考にして、困りごとと配慮の内容を聞き取る。
- ②入学前に本人・保護者、許可を得て出身高校や支援施設等からも情報収集。
- ③大学のスタンスや配慮の説明、相談と同意。進路の希望などの相談等も含め、学生本人・保護者、学生課/教務課等で学校で面談（具体的な学校生活を想像できるような面談にする）。学校の設備や利用の紹介。
- ④取得希望資格についてや、未来の展望等の聞き取りも重要。

## スライド 45

### 大学のシステムと安全面の了解

- ①教室と正門までの道を覚えるまでの対応（その他、主要な場所を覚えるまでの付き添い）
- ②自分からSOSを出せない学生と周囲にどのようにSOSを伝えるか
- ③大学事務局の業務時間の関係で、17時15分以降の付き添いは基本しない。ただ、授業のある祝日に対応できる職員がいない場合もあるが、それでも付き添いが必要という場合への対応（オンデマンドでの受講や、学生サポーターへの依頼、外部支援の導入の検討等）を提案
- ④歩行訓練などの提案や外部への依頼・調整

## スライド 46

### 本学での具体的な配慮内容の例

<視覚障がいのある学生に対する教育支援>

授業に関して①

- 作業に時間がかかる→期間・時間の延長
- 視覚情報の補助→テキストデータ化・点訳化・墨訳・触図化・拡大・対面朗読/機器の利用の許可/学生サポーターの利用/ノートテイクの利用
- 回答方法の変更→メールでの提出・PCでの解答提出の許可
- 授業についての事前相談
- 座席指定

## スライド 47

授業に関して②

- 不慣れた場所は歩行困難であるため、慣れるまでの歩行補助。外部施設等では、ヘルパーの利用
- トイレなど、要所に判別用の印を貼る
- 触る機材にシールや点字テプラなどを貼り、判別できるようにする
- 試験の配慮
- 時間の延長、点字でのデータ、拡大データ、拡大鏡や点字変換機器やPCでの解答などを許可、設営

その他

学修指導（履修方法、学習方法等）/進路・就職指導/出身校との連携

## スライド 48

### 外部との連携

視覚障害者支援施設

視覚障害のある人が自立した生活を送れるよう、情報提供（点字・録音図書）、生活訓練（歩行訓練、生活技術指導）、就労支援、生活相談、機器の活用支援など、総合的な福祉サービスを提供する施設や機関がある。

→日本ライトハウス、京都ライトハウス、国立障害者リハビリテーションセンター、各自治体の福祉センター、NPO法人など

- 社会福祉法人 日本ライトハウス: 総合的な福祉事業を展開し、リハビリ、訓練、情報提供など多岐にわたるサービスを提供。
- 社会福祉法人 家郷ライトハウス: 点字図書館、視覚障害児の支援、高齢者福祉、就労支援など地域密着型サービス。
- 国立障害者リハビリテーションセンター: 視覚障害者向けのリハビリテーション機能訓練を提供。

視覚障害のある人（特に全盲）は生活面においても、地域の支援センターのサービスを利用することも多い。一大学の施設について点検・助言をいただくことや、学生の支援に関しての相談や援助（歩行・テキストデータの依頼）にも助けてもらっている。

見えない・見えにくい人たちの相談窓口

<https://www.pref.kyoto.jp/ksc-soumu/tuyomi/rennrakusaki.html>

京都ロービジョンネットワーク

社会福祉法人 京都ライトハウス

社会福祉法人 京都視覚障害者支援センター

社会福祉法人 丹後視力障害者福祉センター

健康福祉部家庭・青少年支援課 家庭支援総合センター

NPO法人ゆに

<https://www.unikyoto.com/>

障害者高等教育研究支援センター 障害者高等教育

拠点事業

[https://krk-nhut.org/contents/visually\\_impaired/](https://krk-nhut.org/contents/visually_impaired/)

視覚障害支援ハンドブック (函館視力障害センタ

ー)

<https://www.rehab.go.jp/hakodate/files/handbook.pdf>

京都ライトハウス

<https://www.kyoto-lighthouse.or.jp/>

京都南都アイセンター

<https://kyosakyo.sakura.ne.jp/contents/readfid/136>

京都府南都視覚・聴覚支援センター

[https://www.kyoto-he.ne.jp/ous-scms/?page\\_id=5977](https://www.kyoto-he.ne.jp/ous-scms/?page_id=5977)

京都府視覚障害者協会 ガイドヘルプステーション

<https://kyosakyo.sakura.ne.jp/>

関西SL

<http://kansaisl.web.fc2.com/>

京都市障害者地域生活支援センター

<https://www.hatarakimahyo.jp/worker/worker-151/>

京大HEAP

<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/>

サビエ図書館

<https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

国立国会図書館

<https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/gepp>

g201501/article03.html

京都 相談窓口一覧

[https://www.pref.kyoto.jp/ksc-](https://www.pref.kyoto.jp/ksc-soumu/news/documents/egao_p46-48.pdf)

[soumu/news/documents/egao\\_p46-48.pdf](https://www.pref.kyoto.jp/ksc-soumu/news/documents/egao_p46-48.pdf)

スライド1

2025年度 第31回FD・SDフォーラム 第12分科会 多様性配慮と障害学生支援

## 聴覚障害学生支援の変遷

音声認識技術の進展は  
ノートテイクを代替し得るのか

佛教大学 学生支援センター  
楠 敬太

スライド2

### いわゆる 聴覚障害とは

「聴覚障害」とは、外部の音声情報を大脳に送るための部位（外耳、中耳、内耳、聴神経）のいずれかに障害があるために、話し言葉や周囲の音が聞こえにくい、あるいは聞こえなくなっている状態のことをいう。

スライド3

### 「個人モデル」と「社会モデル」

個人モデル  
「その人に障害があるから」  
克服するのはその人（と家族）の責任

社会モデル  
社会が「障害」をつくっており、  
それを取り除くのは社会の責務

スライド4

### 「個人モデル」と「社会モデル」

聞こえない学生が、授業の内容を聞きたい

個人モデル  
聞こえなく、授業の内容を理解できないのは聴覚障害学生に原因がある

社会モデル  
授業の内容を理解できない原因は大学側にあり、聞こえる学生のみを念頭に置いた大学に問題がある

スライド5

### 「個人モデル」と「社会モデル」

「障害」の所在を  
> その人の心身の機能に置く・・・  
> 目的達成が可能かどうかにかける・・・



スライド6

### 聴覚障害とは

聞こえない・聞こえにくい状態であり、  
社会的障壁により  
継続的に日常生活又は社会生活に  
相当な制限を受けるもの

スライド7

**社会的障壁**

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう（障害者差別解消法第二条二）。

社会における事物・・・通行、利用しにくい施設、設備等

制度・・・利用しにくい制度等

慣行・・・障害者の存在を意識していない慣習、文化等

観念・・・障害者への偏見等

スライド8

**大学における聴覚障害学生にとっての社会的障壁**

(例)

- ・ 教員の発話が音声のみで提供されている
- ・ 複数人が同時に話す状況
- ・ 口頭連絡のみで重要事項の伝達
- ・ 暗黙のルールが説明されない
- ・ 放送のみで避難指示が出る
- ・ 聴覚障害に関する理解の不足

スライド9

**大学生活における聴覚障害学生の困難例**

(例)

- ・ 授業の内容がわからない
- ・ 友達との会話に入れない
- ・ 討議についていけない
- ・ ちょっとした情報が耳に入らない
- ・ 状況に合わせた行動が取れない
- ・ 非常時の情報が得られない

スライド10

**聴覚障害の学生に対する支援**

【保有する聴覚の活用】

- ・ 補聴器
- ・ 人工内耳
- ・ 補聴援助システム
  - FM補聴システム・デジタルワイヤレス補聴システム 等々

【視覚情報を活用】

- ・ 手話
- ・ ノートテイク（手書き・パソコン）
- ・ 音声認識
- ・ 映像資料への字幕挿入・文字起こし 等々

スライド11

**パソコンノートテイクの課題**

- ・ 学術的内容を理解しながらノートテイクできる支援者の確保は容易ではない。
- ・ 多くの大学では、学生サポーターを募集し、独自に研修を実施して養成している。
- ・ 聴覚障害学生が卒業すると、サポーター養成も終了することが多い。ノウハウの継承が難しく、支援体制が断続的になりやすい。

スライド12

**音声認識**

教員や学生の発言をマイクで拾い、ソフトウェアやアプリを用いて音声を文字に変換し、画面に表示する支援である。

AI技術の進展により、音声認識の精度は向上している。

- UDトーク
  - <https://udtalk.jp>
  - ◎iPhoneやiPad,Android端末で使用できるアプリ
  - ◎音声認識の結果を複数の端末で共有することができ、PCやスマホでリアルタイムで修正ができる。
- Googleドキュメントの音声入力機能 等々

スライド 13

### 授業支援(大学)の変遷 (JASSO調査より)

授業支援(大学)内容	2010年度	2015年度	2020年度	2024年度
手書きノートテイク	163校	135校	119校	128校
PCノートテイク	83校	101校	109校	
オンライン授業の情報保障				75校
読み上げソフト・音声認識ソフト 使用(2020年度)			71校	163校
音声認識ソフト(2024年度)				

独立行政法人日本学生支援機構  
障害のある学生の修学支援に関する実態調査  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/index.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/index.html)

スライド 14

### 音声認識技術の進展は ノートテイクを代替し得るのか?

スライド 15

### 誤認識の課題

PEPNet-Japan 聴覚障害学生支援のためのナレッジベース  
音声認識を情報保障支援に取り入れる前に  
<https://www.pepnet-j.org/contents/archives/221>

これから奨学生支援に就いての話をしますね。  
大学とかの高等教育機関で、ダイバーシティ&インクルージョンを考えるときに、今非常に重要になってくる考え方っていうのが、奨学生支援だと思う。  
です。  
障害学生の支援っていうのは、2016年の4月に相が良いを理由とする差別の解消の促進に関する法律。  
ですよね。

➡ 専門用語が多い授業、発言が交錯するディスカッション等では、音声認識の誤変換が生じやすい。

スライド 16

### 支援の実際

#### 修正サポーターの役割

- 字幕をモニタリングし、正しく表示されているか確認する。
- 誤認識が含まれる場合には、その箇所を修正して再表示する。
- 文字だけでは意図が伝わらない箇所があった時に、ことばを補ったり、修正したりする。

PEPNet-Japan 聴覚障害学生支援のためのナレッジベース  
音声認識を情報保障支援に取り入れる前に  
<https://www.pepnet-j.org/contents/archives/221>

スライド 17

### 支援の実際

ノートテイクとはまた違う難しさがある

- ・話している内容を一度頭に保持
- ・正しい文脈を推測

→ 「言語処理能力」、「集中力」等が必要

スライド 18

### 誤認識の課題

- 音声認識の特徴
  - 1.まず誤変換が表示される
  - 2.数秒後に修正される

例:

- ×「学生支援センターは配慮学生を廃止する」
- 「学生支援センターは配慮学生を配置する」

→理解が難しい聴覚障害学生もいる

スライド 19

話し言葉の難しさ

シラバスの内容を見たり、予定を確認できたりするあのD-Systemって使いやすいですね。なので、私はGoogleのカレンダーで、皆さんと予定を共有します。

Q D-Systemは使いやすいですか？

19

スライド 20

話し言葉の難しさ

障害学生への支援っていうのは、この間、第3次まとめが、みんな知ってますよね。感動しましたが、文頭に価値だ価値をもたらすって、こうほら、しっかり、大学教育にね。書かれています。

20

PEPNet-Japan 聴覚障害学生支援のためのナレッジベース  
音声認識を情報保障支援に取り入れる前に  
<https://www.pepnet-j.org/contents/archives/221>

スライド 21

話し言葉の難しさ

障害学生への支援っていうのは、この間、第3次まとめが、みんな知ってますよね。感動しましたが、文頭に価値だ価値をもたらすって、こうほら、しっかり、大学教育にね。書かれています。

- 何に感動しましたか？
- 何が、何に価値をもたらしますか？

21

スライド 22

話し言葉の難しさ

障害学生への支援っていうのは……。この間、第3次まとめが(発表されましたが)、みんな知ってますよね。(文章を読んで)感動しましたが、文頭に(障害学生への支援は)価値だ。(大学教育に)価値をもたらすって、ここにほら、しっかり、大学教育にね。書かれています。

22

スライド 23

では、音声認識はあくまでノートテイクが提供できないときの代替手段なのか？

23

スライド 24

グループワークのテイク

男性A/感染症対策でみなさん行っていることはありますか？  
女性B/私は、毎日手洗い・うがいをしています。  
男性A/使用したPCとかをアルコールでふいています。

◎ ノートテイクが難しいのは

- 誰が話しているか分からない。
- 二人が同時に話し出す。
- 発表者の声が小さい。
- 発言がまとまっていない。

24

スライド 25

**グループワークの配慮**

- 進行役を立てる。
  - 同時に発言しないように注意する。
  - 聴覚障がい学生も発表できるように心がける。
  - 学生の聞き取りにくくポイントがあいまいな発言について、「～ということだね？」というふうに整理して言い直したりする。
  - 議論の交通整理をする。
- PCテイクの状況を教員・受講生が確認しやすい工夫をする。
  - PCテイクの表示画面をプロジェクタで写す。
  - 教員あるいは司会役の手元にPCテイクの提示モニターを置く。
  - 各メンバーがテイク画面を見られるような座席位置にする。

25

スライド 26

ノートテイクでの文字保障がほとんど完璧であっても、内容理解にずれが生じることがある。  
なぜだろうか？

26

スライド 27

**文末処理**

発表者/私の答えはこの通りです。  
 学生A/その答えは違いますよ。  
 学生B/その答えは合ってはいませんよ。  
 学生C/その答えは違います・・・よ。  
 学生D/えーっと。えーっと、その答えは違いますよ・・・  
 学生E/その答え（最初ボソボソ）、は違いますよ・・・  
 →ノートテイクする場合、不要な言葉を省いて、  
 全て「その答えは違う」と入力しても良いのだろうか！？

⇒学生それぞれで確信度が違う！！

27

スライド 28

**日本語の曖昧さの問題**

発表者/私はこのように考えます。  
 学生A/たしかにそのとおりだと思います。  
 学生B/たしかにそのとおりだとは思いますが。  
 ⇒Bの学生は別の考えを持っている。  
 学生C/その考えで良いのかなと思います。  
 学生D/その考えで良いのかなと思います。  
 ⇒Dの学生は考えに疑問を持っている。

28

スライド 29

**ノートテイクと音声認識**

ノートテイク（要約筆記）と音声認識で表出される文字情報の性質は違う、

ノートテイク (要約筆記)	◎不要な言葉を省略・校正しながら、話し言葉を書き言葉に変換する。
音声認識	◎話された言葉、すべてがリアルタイムで文字に変換される。どちらかというと、話し言葉に近い。

聴覚障害者のニーズや状況によって、使い分けるのが重要ではないのか！！

ノートテイクも音声認識も支援（合理的配慮）の選択肢の1つ

29

スライド 30

**手話通訳の在り方**

- 手話を用いて話し言葉をリアルタイムに通訳する方法
- 話し言葉を即時に手話へ変換して伝達
- 抑揚・話し手の意図・態度など、文字では伝わりにくい情報も伝達可能

PEPNet-Japan 聴覚障害学生支援のためのナレッジベース  
 情報保障の基本:手話通訳とは  
<https://www.pepnet-j.org/contents/archives/3666>

一般的には地域の外部団体へ有料で依頼する形が多く、コスト負担が大きい。  
 また、学術手話通訳に対応できる通訳者は少ない。

30

スライド 31

### 手話通訳の在り方

授業支援内容	2010年度	2015年度	2020年度	2024年度
手書きノートテイク	163校	135校	119校	128校
PCノートテイク	83校	101校	109校	
オンライン授業の情報保障				75校
読み上げソフト・音声認識ソフト 使用(2020年度)			71校	163校
音声認識ソフト(2024年度)				
手話通訳 手話・触手話(2024年度)	70校	53校	47校	51校

独立行政法人日本学生支援機構  
障害のある学生の修学支援に関する実態調査  
hhttps://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\_shogai\_syugaku/index.html 31

スライド 32

- ### 全てに共通する話し手側の配慮の例
- 発言は一人ずつ行うこと。複数名の発言が重なると、正確に聞き取り・文字化できないため、必ず順番に発言すること。
  - 発言前に名乗ること。「〇〇である」と氏名を添えてから発言すること。
  - 指示語は具体化すること。「これを見てください」ではなく、「このスライドを見てください」のように対象を明確にすること。
  - 発言はできる限りゆっくり行うこと。正確な情報保障のため、可能な限りゆっくり発言すること。
- ➡ 情報保障は支援者のみが行うわけではない 32

スライド 33

